

山梨県公報

第二百二十七号

令和三年

十月七日

木曜日

目次

○道路の供用開始……………	五二三
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	五二三
公 告	
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………	五二三

告 示

山梨県告示第二百五十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年十月二十八日まで一般の縦覧に供する。
令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	笛吹市石和町井戸字豊岡八八番 一地从先から 笛吹市石和町井戸字豊岡七九番 一地从先まで	一五〇・九	令和三年十 月八日

山梨県告示第二百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事

務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和三年十月一日
- 指定道路の位置 富士吉田市上吉田東三丁目一八三番一
- 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 指定道路の延長 二十一・九三メートル

公 告

●大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 南アルプス市農業協同組合 代表理事組合長 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 外一者
- 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプス市白根複合施設 山梨県南アルプス市在家塚千二百七十一番地の一外
 - 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
南アルプス市農業協同組合 代表理事 小池通義 代表理事 戸沢洋 代表理事 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 外一者	南アルプス市農業協同組合 代表理事組合長 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 外一者

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
南アルプス市農業協同組合 代表理事 小池通義 代表理事 戸沢洋 代表理事 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 外一者	南アルプス市農業協同組合 代表理事組合長 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 外一者

3 変更の年月日 令和二年四月一日外

三 届出年月日 令和三年九月十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月七日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 南アルプス市農業協同組合 代表理事組合長 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 Aコープ甲西店 山梨県南アルプス市戸田字沖田五十五番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前

変更後

Aコープこま野甲西店

Aコープ甲西店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
巨摩野農業協同組合 代表理事組合長 小池通義 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地	南アルプス市農業協同組合 代表理事組合長 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
巨摩野農業協同組合 代表理事 米山敏彦 代表理事 塩澤隆紀 代表理事 村松市良 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地	南アルプス市農業協同組合 代表理事組合長 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

3 変更の年月日 平成三十年四月一日外

三 届出年月日 令和三年九月十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月七日まで